

# 廃棄物処理の現状と課題

～ 良好な環境を未来の子供たちに

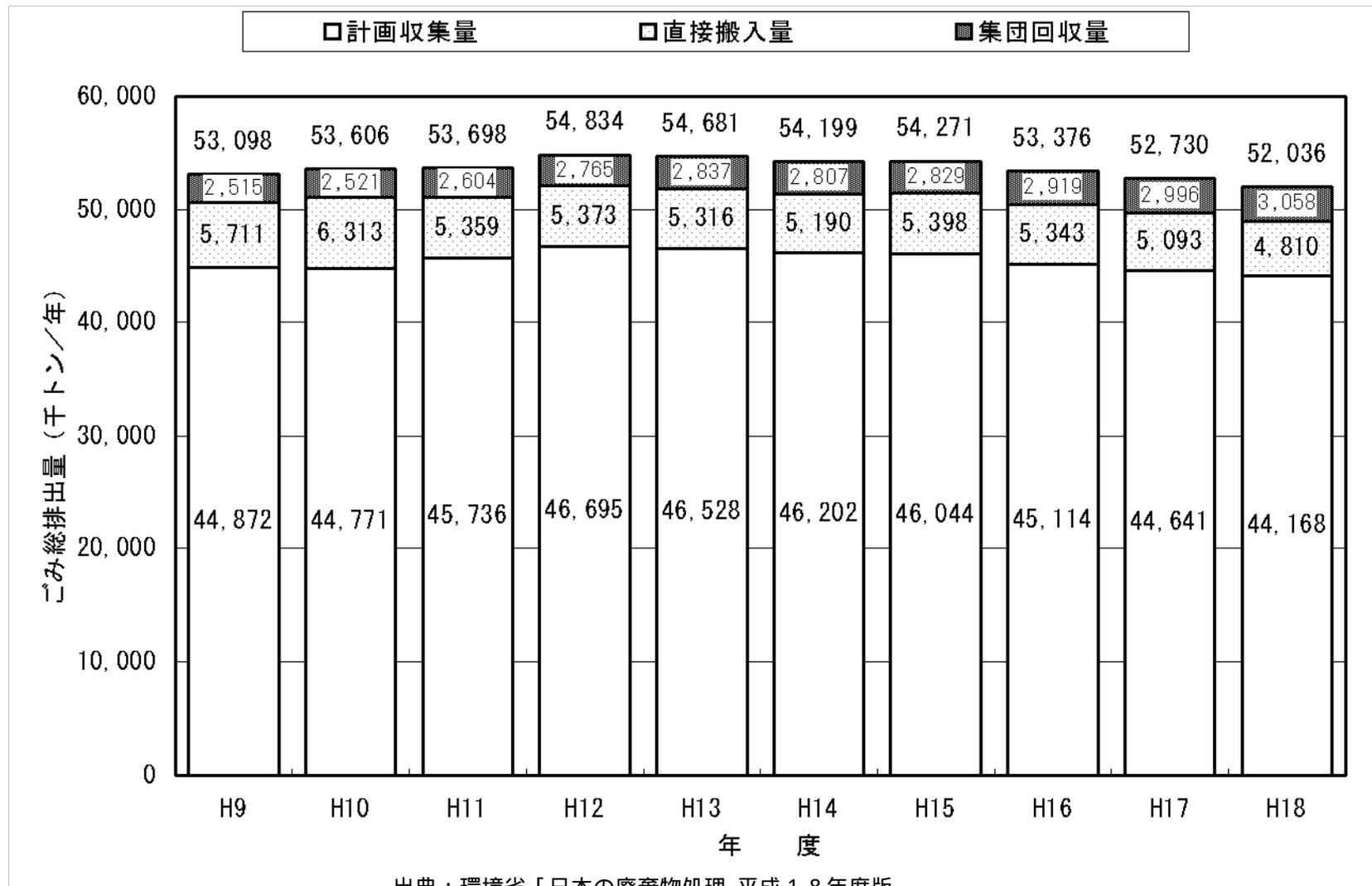
全国都市清掃会議

佐々木五郎

# 1. 廃棄物処理の現状

環境省「日本の廃棄物処理」18年度版より

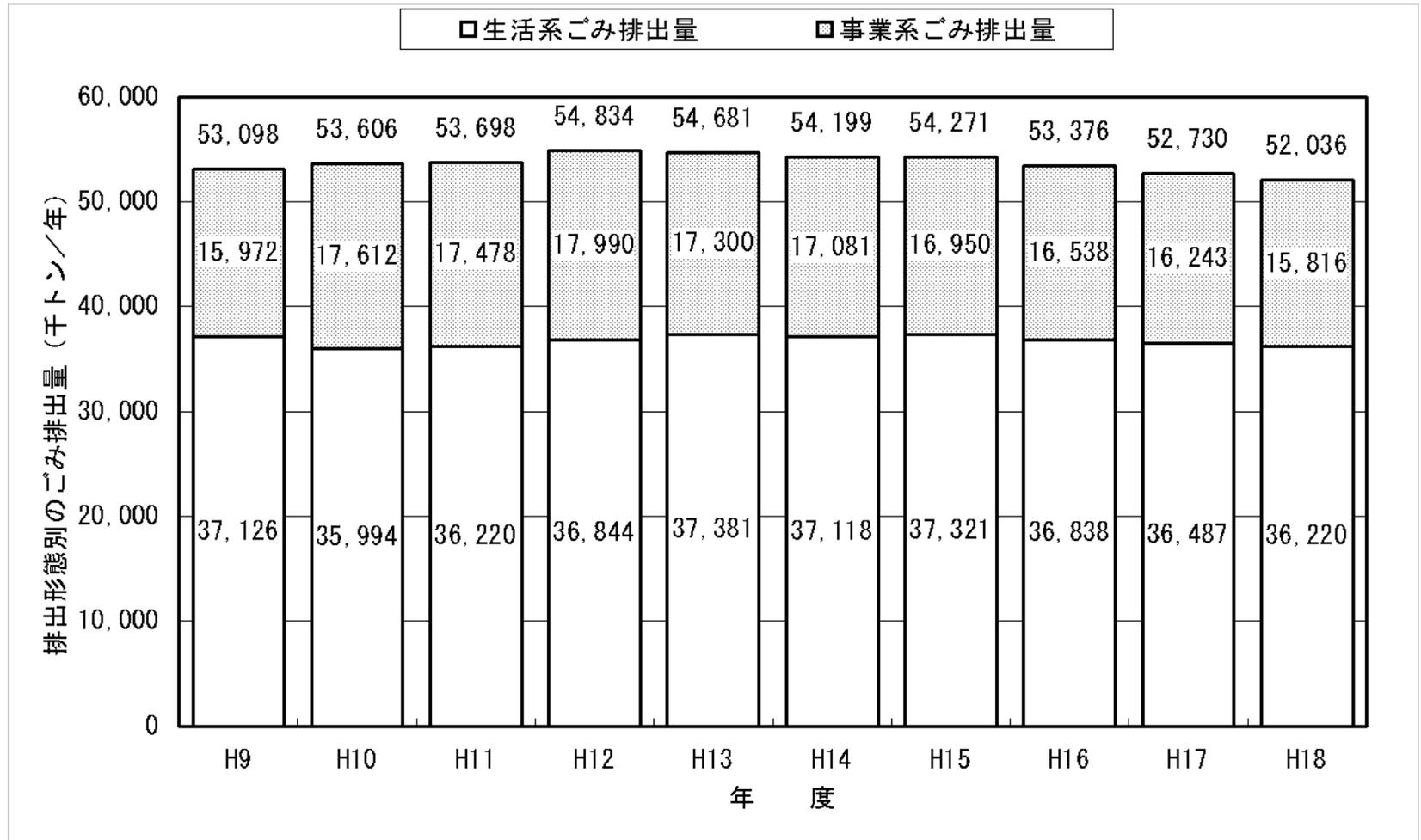
# ごみ総排出量の推移



出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成18年度版」

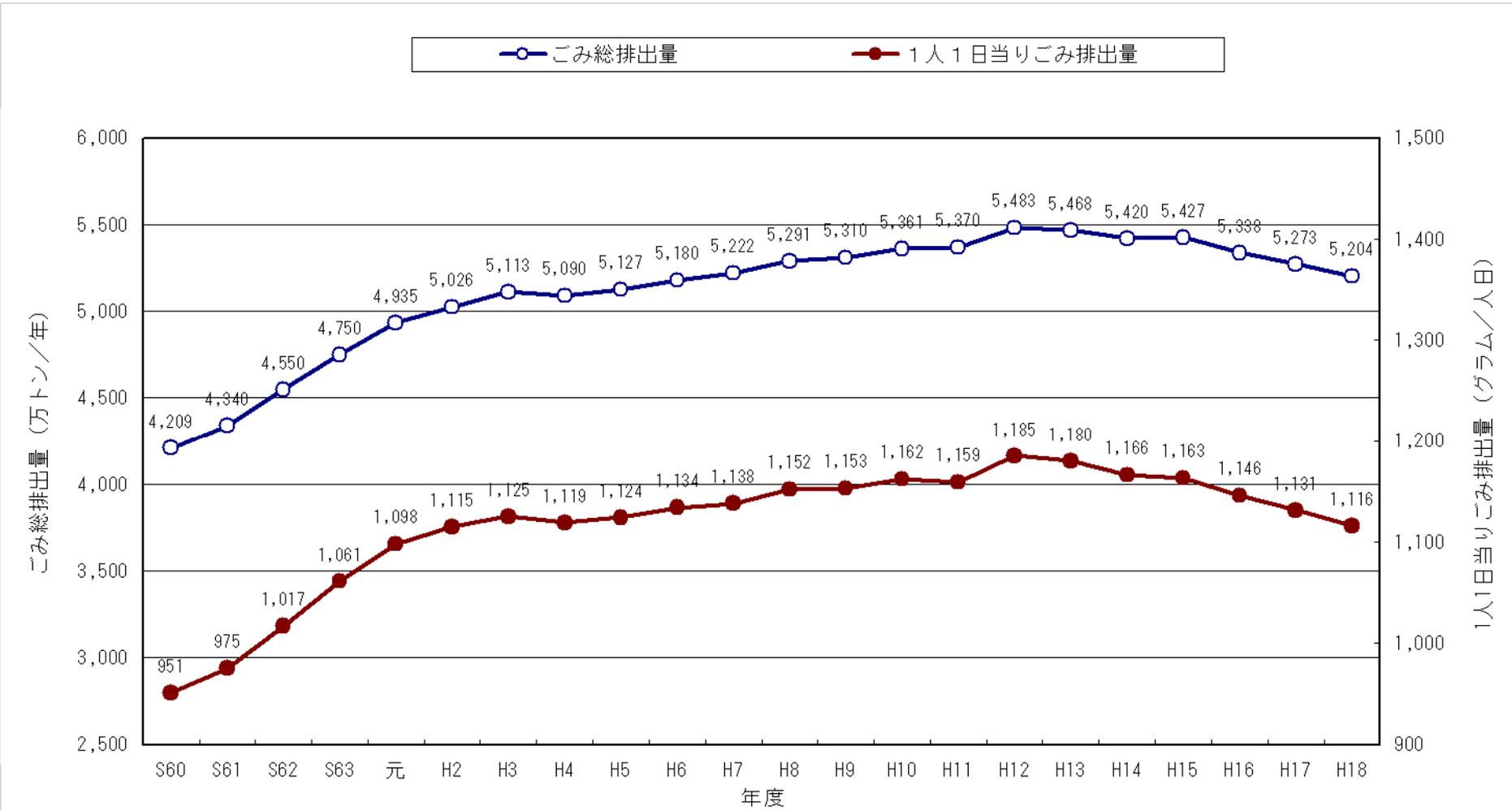
# 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

[12~13年をピークに低減傾向]



注) 集団回収量は生活系ごみ排出量に分類した。

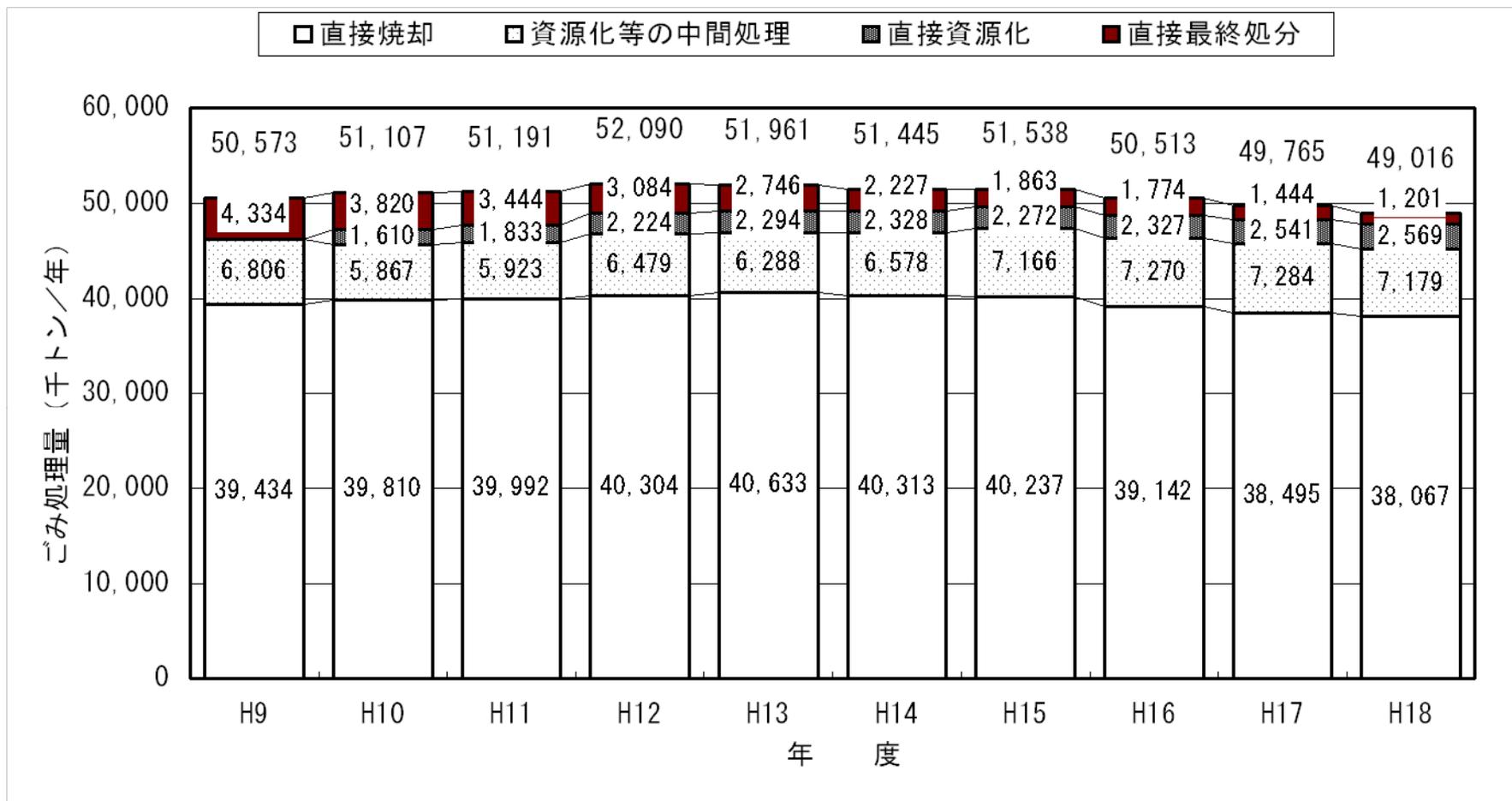
# ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移 [原単位も減少]



注) ・平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量)」と同様とした。

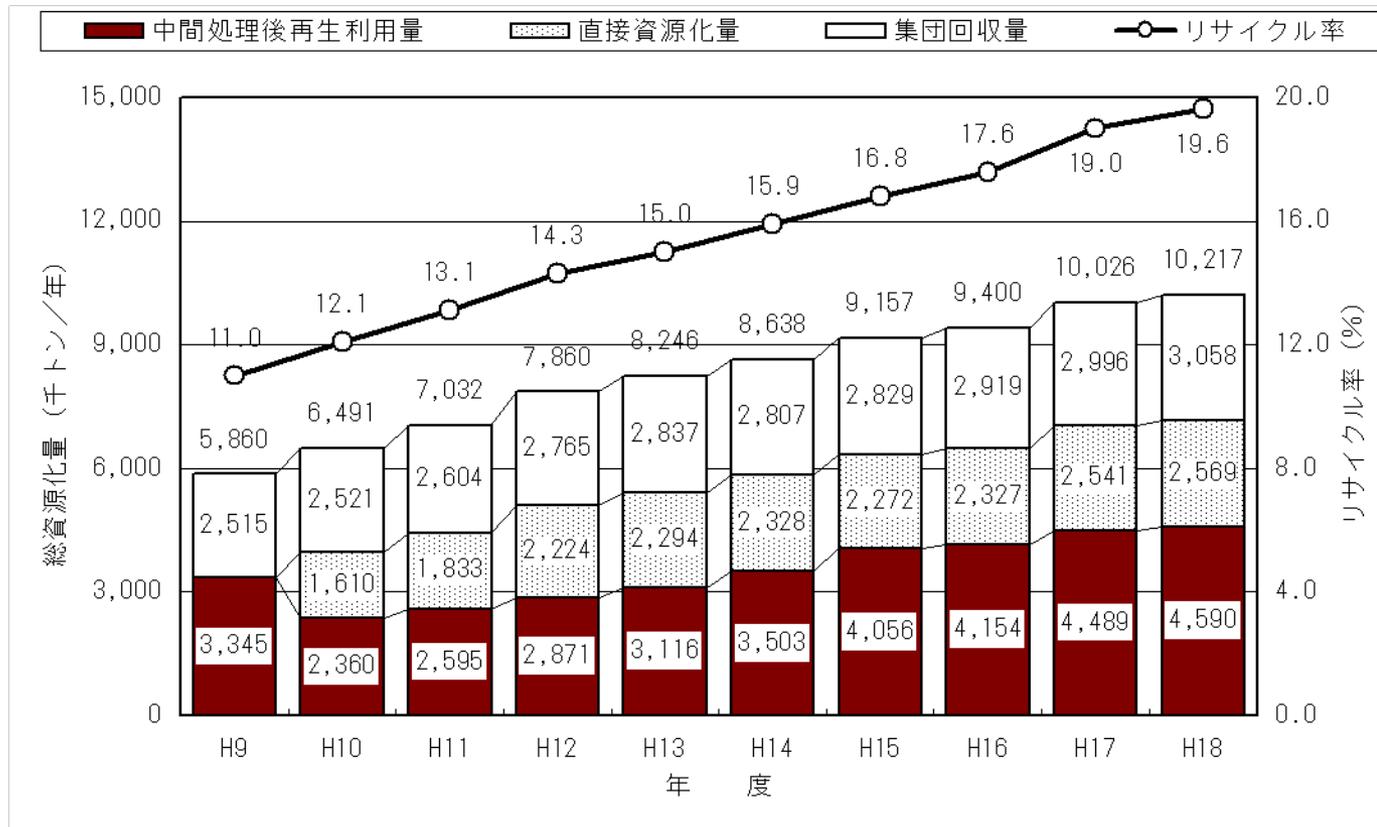
・1人1日当たりごみ排出量は総排出量を総人口\*365日又は366日でそれぞれ除した値である。

# ごみの総処理量の推移



# 総資源化量とリサイクル率の推移

[資源化量もリサイクル率も年々向上]



・平成17年度において家電4品目の家電処理量及び家電再商品化量（いずれも市町村が収集した量は除く）を考慮した場合

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100$$

= 20.1 %

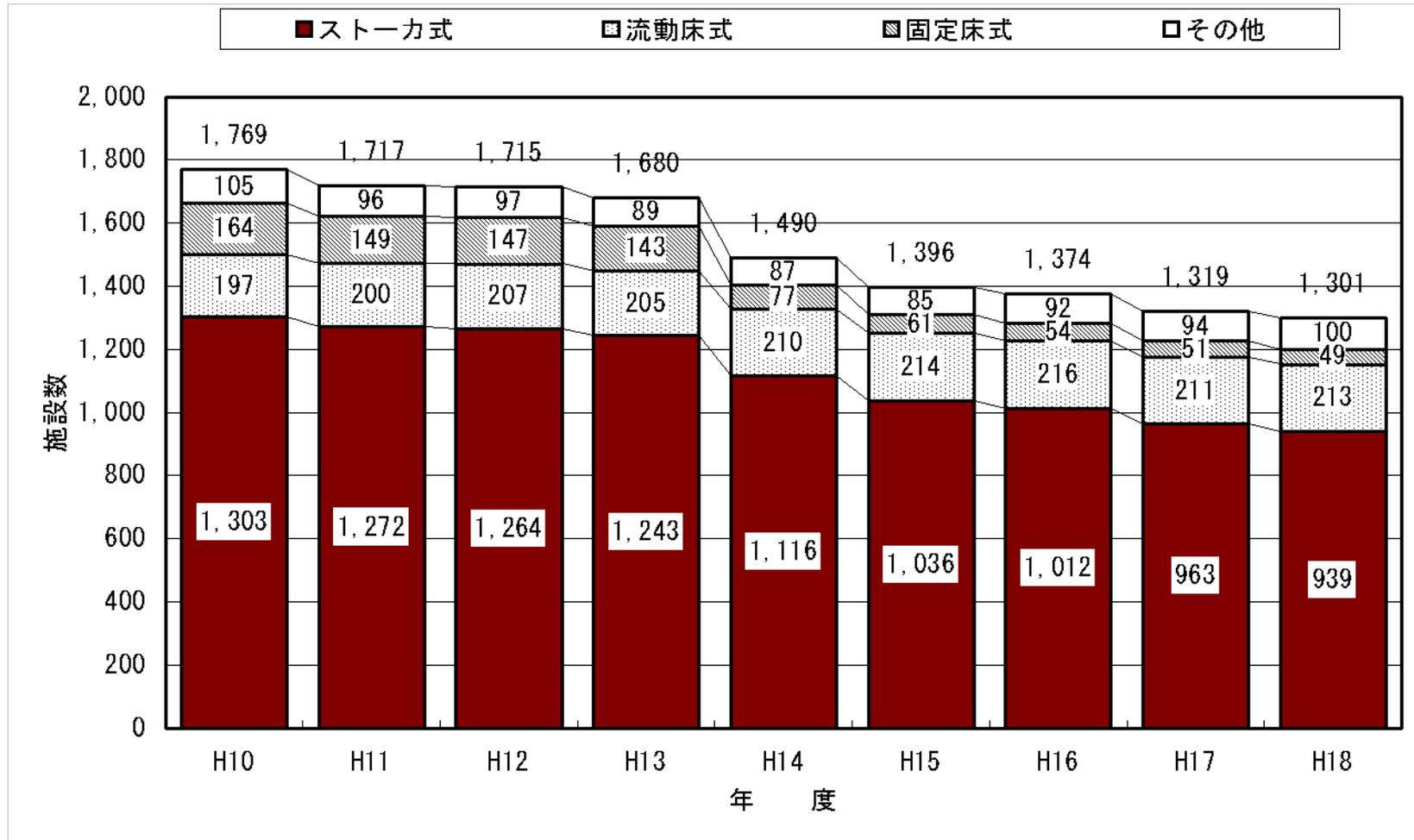
・平成17年度においてごみ燃料化をエネルギー回収とし、リサイクルから除いた場合

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量 (ごみ燃料化を除く)} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100$$

= 19.3 %

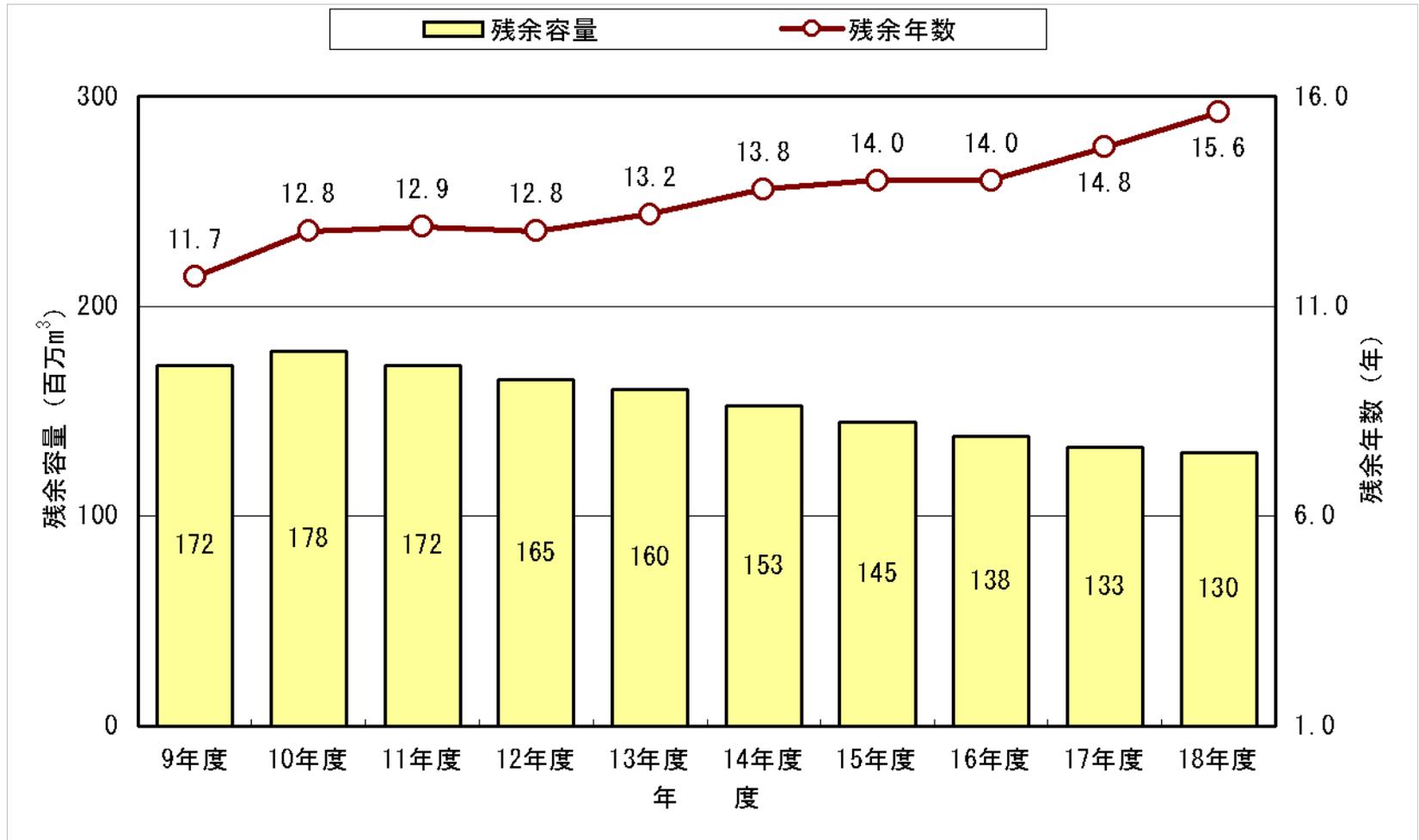
# ごみ焼却施設の処理方式別施設数の推移

## [施設数の減少]



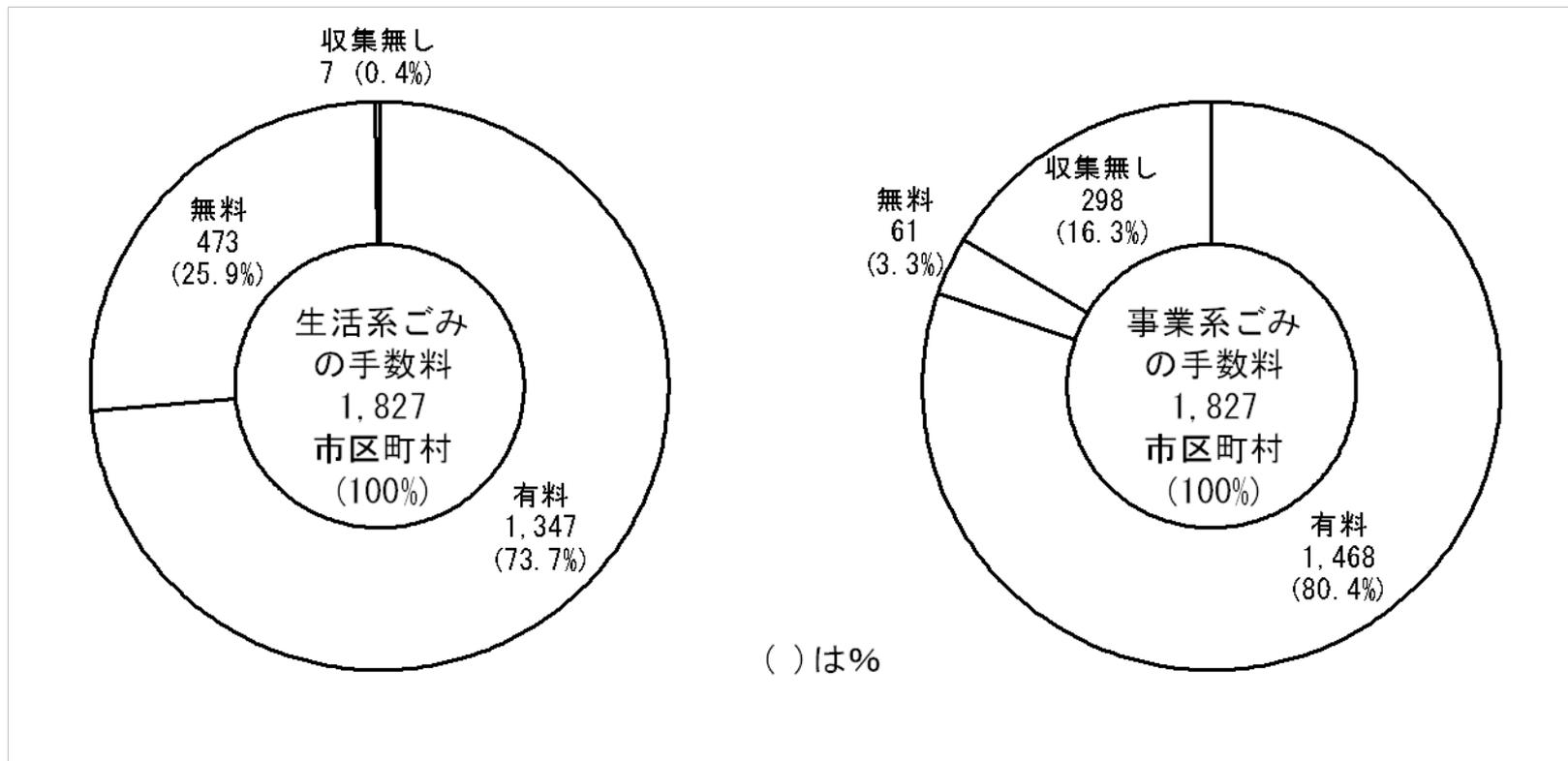
# 最終処分場の施設数と残余年数の推移

[残余容量は低減、残余年数は上昇]



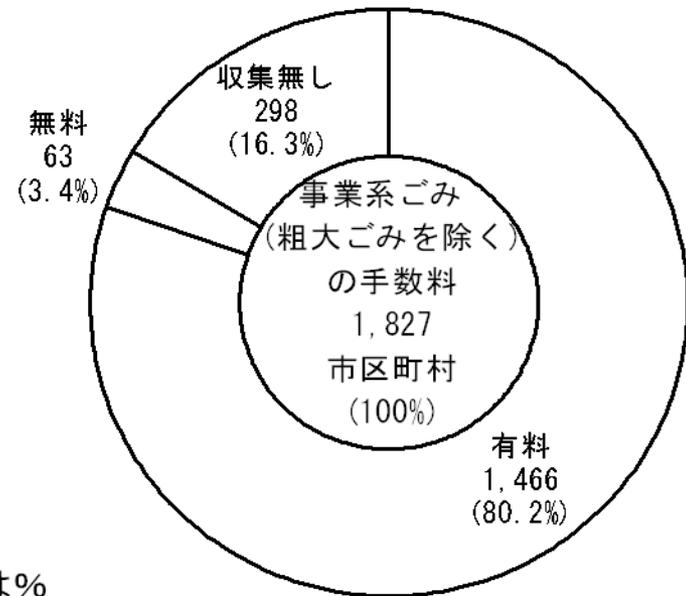
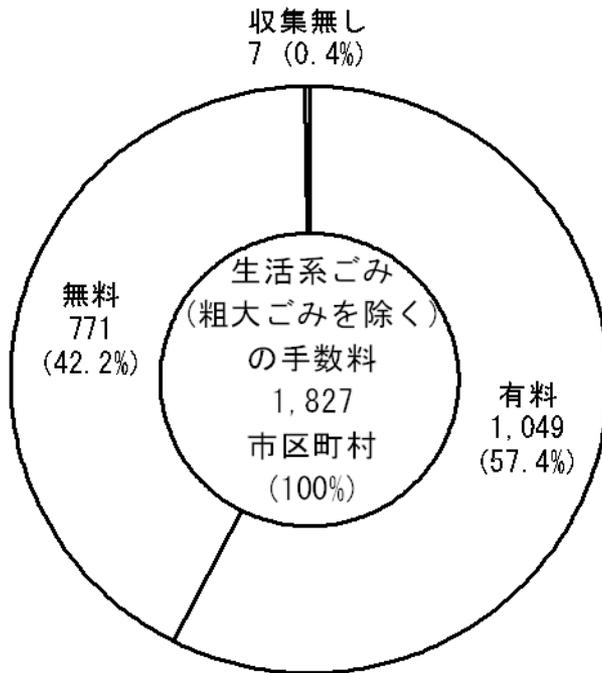
# 粗大ごみを含むごみの収集手数料の状況(平成18年度実績)

## [生活系ゴミの有料化は増加]



# 粗大ごみを除くごみの収集手数料の状況(平成18年度実績)

[有料化が増加している]



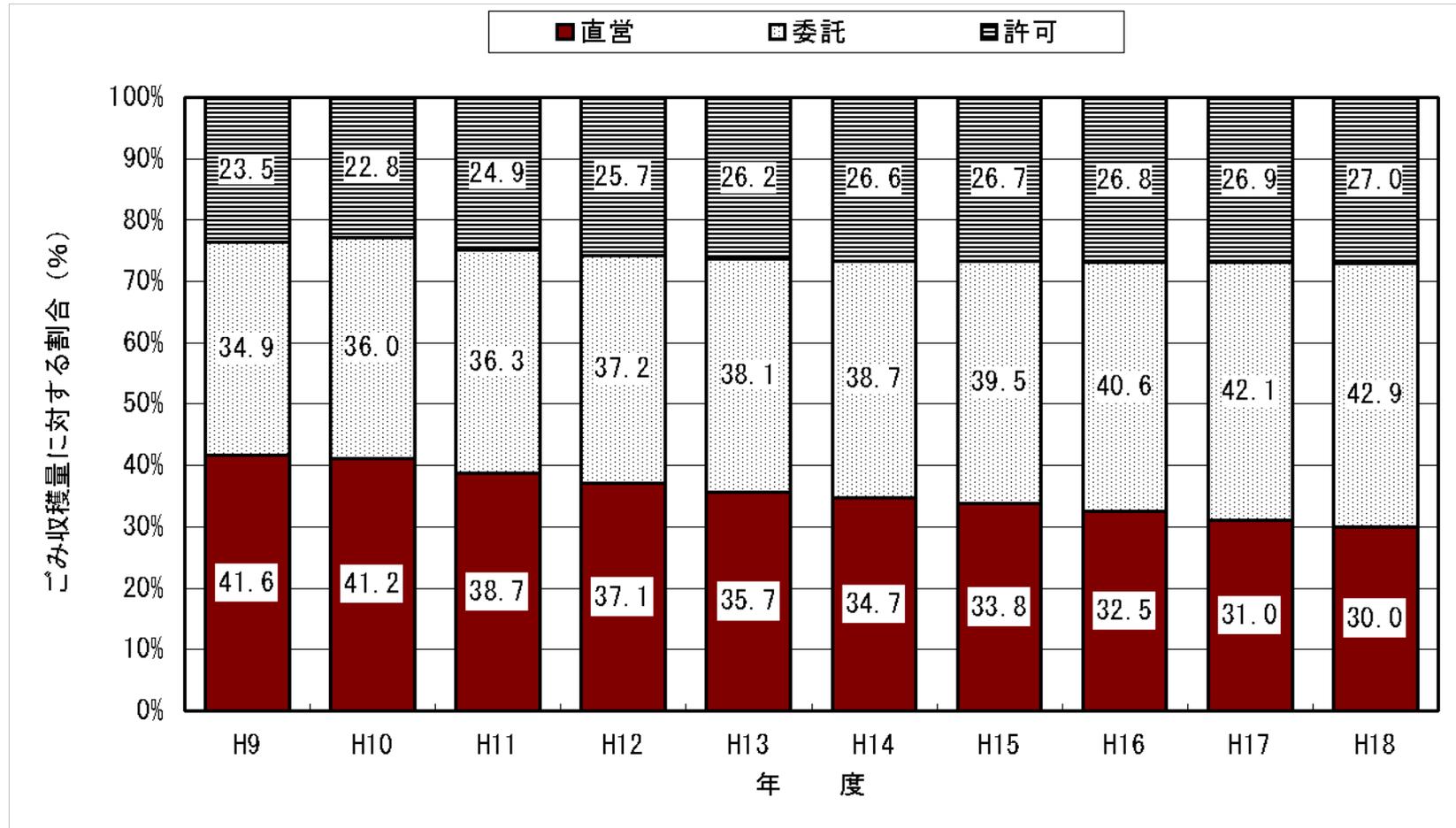
# 政令指定都市における有料化の状況

[近年、政令指定都市においても有料化が導入されつつある]

札幌市	H21.7実施予定	浜松市	検討中
仙台市	H20.10実施	名古屋市	未定
さいたま市	未定	京都市	H18.10実施
千葉市	未定	大阪市	未定
東京都	未定	堺市	検討中
川崎市	未定	神戸市	未定
横浜市	未定	広島市	検討中
新潟市	H20.6	北九州市	H10.7実施
静岡市	未定	福岡市	H17.10実施

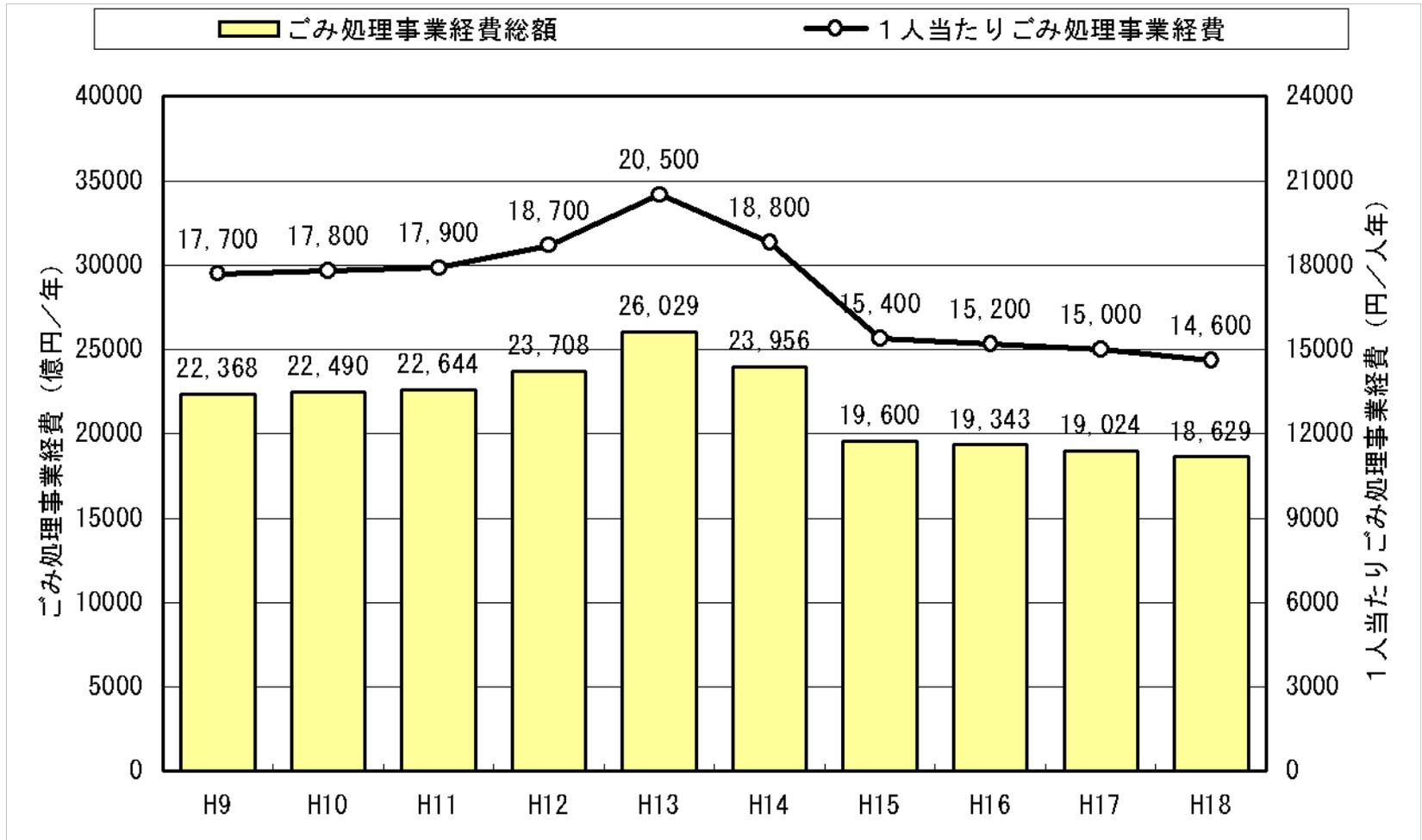
# 形態別ごみ収集量の推移

[民間の活用が進んでいる]



# ごみ処理事業経費の推移

[年々減少]



## 2. 自治体における処理の現状と課題

- ・安全で衛生的な処理 = 焼却処理と埋立処分から  
環境保全を前提とした循環型（3R）へ

各種法体系の整備

環境基本法

--循環型社会形成推進基本法

--廃棄物処理法、資源有効利用促進法

--各種リサイクル法

(容器包装、家電、建設、食品、自動車)

- **最終処分場の逼迫**

**特に大都市圏での確保の困難性 土地がない**

**海面埋立には巨額な費用がかかる**

**< ごみ減量・最終処分量減量の必要**

**・・・緊急事態 >**

## ・ 全量焼却から資源循環へ

基本理念として循環型社会の形成(循環型社会形成推進基本法)

第1 . 製品等が廃棄物等になることを抑制し

第2 . できる限り資源として適正に利用し

第3 . 最後どうしても利用できないものは適正に処分することにより

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会を実現する。

# 循環型社会へ向けたごみ減量リサイクルの 取組み

## 各自治体での3Rの取組み

プライオリティーは、リデュース、リユース、リサ  
イクルの順

地域の特性にあった施策(地域循環圏)を

リサイクルの徹底による焼却不要論

脱焼却-----市民生活の中で実際可能か。

収集・運搬・処理・処分のプロセスが  
分別排出・分別収集・中継積み替え・中間処  
理・資源化等が増えている。

資源循環をベースに、より細かいプロセスに  
なってきている。＜コストの増加＞

- 地方財政の逼迫

税収の減少と義務的経費の増大

過去のインフラ整備にかかわる起債の償還  
(公債費の増大=財政の硬直化)

行政需要の増大とコンパクトキャビネット

民の力の活用(民にできることは民へ)  
=規制緩和

# 廃棄物処理施設の整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充について

廃棄物処理施設の整備には多額な費用を要し、大きな財政負担となっている。交付金制度の改善をはじめ、財政支援を必要とする。(国への要望事項)

・廃棄物処理事業の効率化が求められている。

廃棄物関係予算は、自治体規模にもよるが、  
概ね一般会計の4～5%前後のシェア

処理コストは、

36,000円/ton/年

15,000円/住民1人/年となっており、年々低減  
化の傾向

(減の主な要因は、施設整備費がピーク時の  
1/4、経常的処理費はほぼ横ばいで推移。)

## PF1の活用

=発注する側が十分な検証を行い計画をする必要がある。

コストの透明化=市民等の理解と協力を得るため、廃棄物会計～環境会計の導入などにより、情報公開を積極的に行うことが求められている。

**ごみ処理の有料化**

**=ごみ減量化の有効なインセンティブ  
財政的な効果がある  
住民の意識改革にインパクトがある。**

**リバウンド対策**

- ・環境負荷  
ダイオキシン類等の安全対策に加えて、各  
施策の環境負荷の点検・検証が必要、LCAの  
活用

地球温暖化対策とのリンク  
=CO2対策、脱化石燃料

ごみ発電の増強、効率化

バイオマスの活用

・市民、事業者との協働

政策=仕組づくりをきちんとする

市民事業者への働きかけ

=情報提供、啓発・環境教育、実践につなげる

環境行動=もったいない精神

--協働の実践

トレーサビリティ

コンプライアンス

・分別排出、分別収集-----資源化する前提。自治体にとってコスト増、いつどこで誰が分別するのか。

分別排出するからこそ廃棄物に関心が高まり、環境行動へ繋がっていく。  
それがゴミにならないものを、繰り返し使うなどの発生抑制、再使用の行動に。

・自治体での廃棄物処理(3 R)

廃棄物処理は自治体の責任であり、裁量権がある。

その意味で自治そのものであり、自治体の姿勢が問われる。

自治体が自らの責任(行政責任)をきちんと果たすことが必要。

処理責任(処理計画の策定)、管理責任、情報提供義務、地域特性に見合った施策展開を

## 3. 事業者の取り組み

・循環型社会形成推進基本法では、

事業者は廃棄物の排出者としての責任として自己責任において廃棄物を適正に処理すると同時に、  
拡大生産者責任として製品等の設計の環境への配慮工夫、引き取り、循環的利用等を行うこととされている。

- ・企業の社会的責任（CSR）  
法律を遵守し社会貢献することに加え、環境配慮や説明責任を果たすことが求められている。

コンプライアンス

・ 拡大生産者責任（EPR）  
OECD、EU  
各国の国内事情を考慮し、決定されるべき  
(ドイツ型、フランス型、日本型)

各種リサイクル法を貫くEPRの概念整理

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法  
の見直しの議論

適正処理困難物対策のいっそうの徹底

市民、事業者、行政の役割分担

- ・ 企業の環境への取り組み

環境配慮設計

環境マネジメントシステム  
( I S O 1 4 0 0 1 )

環境レポート

環境パフォーマンス評価

環境会計

- ・ 事業系ごみ対策

## 一般廃棄物と産業廃棄物

### 排出者責任

自らの事業活動によって生じた廃棄物については、自らの責任において適正に処理するという事業者の責務。

廃棄物処理法が果たしている役割は、環境保全上非常に大きな意義がある。

# 地球温暖化防止に向けた取り組み

我々が現在直面している地球規模の環境問題は、大変厳しい状況にある。

その解決には、企業の対応が特に重要。

## 4. 今後の方向性

- ・ 来るべき社会のイメージ
- ## 第2次循環基本計画
- =循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に  
むけた取り組みの統合による
- 「持続可能な社会の構築」
  - 「ストック型社会の形成」
  - 「もったいない精神によるライフスタイル  
の定着」

・ 今後の方向性  
各主体<国民(住民)、NGO/NPO・大学、事業者、地方自治体(県・市町村)、国>  
の役割分担と責任の明確化。

関係主体の連携と協働のもとそれぞれの役割と責任を果たすことが重要。

# 資源循環を基本とした社会経済システムの 確立

--環境へのさまざまな取り組みについて、  
コスト化を計りながら、環境と経済のバラ  
ンスある両立、発展を目指す。

## 廃棄物処理法の見直し

廃棄物処理法については、環境保全上大きな役割を果たしており、当面基本的スキームは維持しながらも、今後の推移を充分見守っていく。今後とも循環型社会の実現に向けて、様々な角度から議論を進めていく。

情報公開とコンプライアンスを徹底する。

具体的な(数値)目標を策定することが必要。

各主体間の協働、連携する施策を推進する。  
(やらされ感から達成感へ。)

地域コミュニティやNGO/NPOを活用した住民  
啓発、環境教育。

## 自治体の現場からの発信

自治体が自らの行政責任を果たし、循環型社会のコーディネーター役に。

3Rの実践、その日々の積み重ねが、市民、事業者との協働の実践そのものである。